

第 467 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 9 月 14 日(木) 10:00～10:11

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、皆さん、おはようございます。

　ただいまから、「第467回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

　本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

　なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

　第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

　会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

　念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

（異存：なし）

　それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

　ありがとうございました。

　それでは、議題の（１）「あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について」に関しまして、田中総務課長から御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　それでは、資料 3 を御覧いただけますでしょうか。「あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について」でございます。

　１．にございますように、電力・ガス取引監視等委員会では、あっせん・仲裁の制度を設けておりまして、２．にございますように、電事法及びガス事業法の規定に基づき、あっせん委員及び仲裁委員の候補者となる委員会の委員及び特別委員を指定することになっ

ていますが、このたび、あずさ監査法人の堤あずさ特別委員が任期満了により退任されることに伴い、同じくあずさ監査法人の小林由佳氏を指定することになってございます。

また、3. にございますように、電事法施行令の規定に基づきまして、仲裁委員の候補者の名簿を、資料3-1のとおり作成することになっているものでございます。

資料3-1は、その名簿となっておりまして、委員の方々と特別委員の方々と、今回、指定される小林由佳特別委員に関しても、名簿の中に含んでいる状況になっているところでございます。

私からの御説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。——いかがでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、「あっせん・仲裁委員の候補者の指定及び仲裁委員の候補者の名簿について」、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で進めていただきますよう、お願いをいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、引き続き、田中総務課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○田中総務課長 それでは、資料4を御覧いただけますでしょうか。

「電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例認可等について」でございまして、この特例認可を求める申請があり、経済産業大臣から意見の求めがあったため、これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について御検討いただくものでございます。

3ページ、46行目の1. にございますとおり、昨年の閣議決定を受けまして、「電気・ガス価格激変緩和事業」が実施されているわけでもございまして、また、沖縄県内におきましては、同じく「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」というのが実施されているところでございます。

67行目にございますように、各社は、当委員会の回答を踏まえて、経済産業大臣から認可・承認がなされた供給条件によって電気・ガス料金の値引きを行っているところでございますけれども、これについては、令和5年9月使用分までとされていたものでございます。

このたび、この9月使用分までというのが12月使用分まで延長されることが決定されたことから、電気・ガス料金の値引きの期間を延長するため、改めて各社から約款以外の供給条件の認可・承認の申請がなされたものでございます。

対象といたしましては、95行目、96行目にございますように、みなし特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者関係）について10件、最終保障供給約款関係について9件、離島等供給約款関係について7件でございまして、ガスにつきましては、小売供給約款関係（みなしガス小売事業者関係）で1件、最終保障供給約款関係については2件となっているものでございます。

「供給条件の概要」に関しては、これは、これまでと同様でございまして、電気は、低圧に関しては3.5円、沖縄1.5円、高圧に関しては1.8円、沖縄は+1.2円ということ。ガスについては、これは15円/m³となっているものでございます。

3. 4. にございますように、この激変緩和の期間の延長が決定されたことを受けまして、引き続き、応急かつ暫定的な措置として本措置が必要であるということで、資料4-6のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可等をするに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたいというものでございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

北本委員、お願いいたします。

○北本委員 ありがとうございます。

今回の回答案について、期間の延長がされた事実に基づく変更ということで異論はございません。

なお、今後ですけれども、73行目の資料4-4に基づいて、今回、事実確認の検討をしてもらったと思います。この資料4-4は、今ホームページの画面が参考についておりますけれども、資料4-5のような、依頼に基づく資料があるのが、より望ましいのではな

いかと感じております。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

○田中総務課長　　資料４－４でございますけれども、今回、昨年10月の閣議決定におきましては、少なくとも今年の9月までは支援を行うことを決定している一方で、支援の終期については決定をしていないということでございまして、その上で、支援の具体的な期間延長の判断というのは、閣議決定に反しない限りにおいては、総理によるその都度の意思決定に委ねられている、ということでございます。

今回の延長判断というのも、何か総理大臣名義の文書というのが発出されているわけではありませんけれども、昨年10月の閣議決定の範囲内で総理が意思決定をしたもの、ということで整理をされているものでございまして、そういったことになっていることについては、資料４－４のような形で、「激変緩和対策事業の特設サイト」におきまして、このような形で周知がなされていると、そういう性格のものになっているということでございます。

○横山委員長　　ありがとうございました。

北本委員、よろしいでしょうか。

○北本委員　　これが正式なものという扱いだということですよ。

○田中総務課長　　はい、そういうことでございます。

○北本委員　　分かりました。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、本件につきまして、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

第１部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から、1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に1件、緊急での書面開催を行っております。

「令和5年台風13号に伴う災害に係る特定小売供給約款の特例認可等」につき、9月12日付で認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了いたします。

——了——